

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）概要書

1. 条例の目的

この条例は、土砂等による土地の埋立て等に関するルールを定めることにより、土壌の汚染や土砂崩れなどの災害の発生を未然に防止し、良好な自然環境や生活環境を保全することを目的に制定しています。

2. 改正理由

不適正な土地の埋立て等への抑止力強化を図るとともに、違反事案に対して早期に対応が図れるようにします。

3. 主な改正内容

●許可が必要な事業区域の面積及び搬入土量の下限値を撤廃（第9条関係）

現行 土地の埋立て等に供する土地の区域が、500平方メートル以上、5,000平方メートル未満又は搬入土量が500立方メートル以上

改正 **面積又は搬入土量のいずれも下限値を撤廃**

●定義を明文化（第2条関係）

現行 一時堆積 他の場所への搬出を目的とする土砂等の一時的な堆積をいう。

改正 **(削除)**

現行 事業施工者 土地の埋立て等の請負人（当該土地の埋立て等の下請負人を含む。）をいう。

改正 **事業施工者 土地の埋立て等の請負人（当該土地の埋立て等の下請負人等を含む。）及び当該土地埋立て等を行う者をいう。**

●土地所有者等の同意（第13条関係）

現行 申請予定者は、あらかじめ事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者に対し、次条第1項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

改正 **事業主等（事業主及び事業施工者）は、あらかじめ事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者に対し、次条第1項各号に掲げる事項を説明し、規則で定める同意書により同意を得なければならない。**

●暴力団排除条例に基づく許可申請の不許可（第16条関係）

(新設)